

平成 16 年 10 月 20 日

規制改革・民間開放推進会議 御中

株式会社東京リーガルマインド
代表取締役社長 反町 勝夫

株式会社の内部留保金規定と学校法人の内部留保金規定との差異は正当か
～法の下での平等に反する「学校法人貴族説」～

一 内部留保金の意味

内部留保金とは、企業の拡大再生産により得られた資金です。本来企業は元入れ資本により事業を開始し、「売り上げマイナス経費」をもって、「利益」を算出し、この中から出資者へのリスク支払いとしての「配当金」を支払い、その残額が社内に残った金額としての純粋の利益すなわち留保金となります。これが原理的な資本制生産方式です。その後債券市場・金融市場の発達により、間接市場が発展してきたので、借入金・社債による資金調達方式が拡大してきました。出資者は最初だけでなく、その後も継続的に出資しますので、これを増資といいます。増資には、現在の株主だけでなく、他の人も応募できます。これを第 3 者割り当ての新株発行といいます。会社が借入れによるか、新株発行によるかは、そのときの金利と配当とのいずれが安いかという判断によります。借入れをした場合は、元本を返還しなければならない、約束した利息は会社に利益があってもなくても、払わなくてはなりません。その代わり、利息は経費としてよいというのが税法ですので、それだけ税金が減少し、それだけ内部留保が増えます。他方増資の場合、配当の支払い額は経費とならず、それだけ内部留保が減少しますが、利益のない時は配当をする必要はありません。これを株主のリスクといいます。

二 株式会社の内部留保金と学校法人の内部留保金との差異

ところで、両者の内部留保金がどのように構造上（法制度上）違うかを明らかにすることは、同じ土俵で自由競争を試みんとする際には、避けて通れない論点です。けだし、内部留保は、企業体の継続性・安定性の典型的なシンボルであるからです。運動体にとってそれが株式会社であれ、学校法人であれ、およそ自ら自力で活動できなければ、いずれ死滅を免れないからであります。その意味で、内部留保はその運動体が生き残れるか、成長できるかを知る、メルクマールなのです。

その意味で、「別紙 1」で示しましたように、学校法人は株式会社に比べ 3 重のガードによって保護されています。すなわち

のガード：私学助成の優遇策。別紙 1 の で示しました。

のガード：法人税・地方税固定資産税その他多くの税金の免税策。別紙 1 の で示し

ました。

のガード：学校法人会計基準によって、内部留保を格段に多く計上できる優遇規定の存在。別紙 1 の で示しました。

私はこれを、「学校法人貴族説」といいます。憲法第 14 条は、自然人のみならず法人にも適用されますが、人間については多くの法令により法の下の平等を実現しましたが、法人については、特に税制においては徹底していません。公益法人一般について検討はされましたが、未だ制定されてはいません。

三 両者の内部留保金にこのような差異を認める規定の正当性の根拠は存在するか

前述のごとく、株式会社の内部留保金と学校法人の内部留保金とは、3 つの根拠規定によりその額は大きく開いています。正確には計算できません（データの公表がないので）が、数倍の格差があると思っています。その正当理由は何か。政策価値判断基準を考えます。

国・自治体にとって——現在の歳出額は、歳入額の 2 倍であって、収支バランスは年々拡大しています。その対策として、国民は等しく歳出の減額に協力し、歳入の増加には等しく参加すべし、という判断です。この点、学校法人は学校法人会計基準の有利な規定と補助金交付により国・自治体の歳出を増加させ、免税特典により歳入の増加には無関心であります。この点著しく不公平であり、到底国民の賛同を得ることはできないと考えます。

国民経済の観点から——冷戦後の世界は総資本主義社会に突入し、わが国もかつての社会主義的社会制度（官製市場が典型例）は極力解消し（民間にできることは民間に！）、効率の良い、社会システム（小さい政府・行政経営）を再構成し、中国をはじめアジア諸国の経済発展の対処することが、21 世紀の構造改革・規制改革の理念すなわち「日本のかたち」であること、であります。

その施策として——21 世紀の世界の時代文脈に、小泉内閣の構造改革路線があり、規制改革・民間開放推進会議があります。そして、その緊急課題として、今まさに、官製市場の開放策としての「市場化テスト」の歴史的試みが行われようとしているのです。

このような学校を取り巻く環境に対し、現在の学校行政、特に学校経営に関する行政指導・管理（補助金と認可行政）そして、学校経営の安定・継続を目的とする非課税特典や学校法人会計基準の過大な内部蓄積をもたらす仕組みが、その正当性を維持し得るかであります。

四 学校法人の内部留保金は何に使われるか

次の使途が考えられます。

1．当該大学（以下「A 大学」とする）が、学費を他の大学（ここでは株式会社大学）より、安くする場合

しかし、それは一般納税者の犠牲の下で、特定の人（A 大学の学生）のみが得をするのであって、到底納得できるものではありません。A 大学内には金持ちの学生もいるのであり、

その学生にも、国民の犠牲の下で、なぜ安くする必要があるのでしょうか。貧困の学生のみには学費を安くするのであれば、それは奨学制度を拡大し、A大学の貧困学生に支給すればよいのであって、A大学にこれほどの優遇をするのは筋が通らないといえます。

2. A大学の校舎・図書などの設備、教授の待遇などを良くするために使う場合

この点は、株式会社大学でも同様です。このためにこそ、イコールフィッティングが要求されるのです。

3. 理事などの役員の報酬を良くする場合

それは、株式会社の株主に配当をするのと同様の機能を果たしています。大学の理事は、創立者については半永久的に理事です。自ら辞任しない限り、不正行為でもない限り、理事です。一般人からすれば多額でも、有り余る内部留保金から見れば、わずかの金額でしょう。このために内部金が使われるのに、正当性がないのは言うまでもありません。

五 学校法人も、営利団体？

その団体が営利性を有するか否かは、法令上利益配当の規定があるか、で区別するのが通説で、異論がありません。学説上、利益配当とは、継続企業では各会計期間になす利益配当であり、解散時の残余財産の清算をいいます。団体には、解散時に常にこの清算義務があり（合併などの例外あり）、残余財産請求権は出資者の基本的権利（固有権）です。そこで、この残余財産請求権が法律上定められていれば、その団体は営利性を有し、営利団体とすることができます。さて、私立学校法第30条第1項第9号では解散に関する規定を定め、同法第30条第3項では「第1項第9号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。」

そして私立学校法第51条第1項において「解散した学校法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。」と定めています。私立学校法人は、社団法人ではなく、全て財団法人のみですから、寄付行為となっていますが、設立者が自分で決めた定めである点で、社団法人のときの定款とその法的性質は同じなのです。このように私立学校法人にも規定上は、残余財産の配当請求権の定めがあり、株式会社と変わりがないのです。学説上は私立学校法人も営利団体と定義できます。この点は同様な規定のある医療法人の取り扱いが参考になりましょう。

六 参考→医療法人の場合

医療法人法第55条第1項第1号に社団法人たる医療法人は、解散事由を定款で定めることができる」と定めて、同法第56条において社団法人たる医療法人の残余財産の帰属について、その第1項で「解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。」と定めています（ただし、

同法第 54 条では期末において剰余金の配当は禁止しています。これは配当そのものですから禁止は当然のことですが）。つまり、出資者がいる医療法人の場合は、定款（出資者が合意した契約）で誰に残余財産を払うかを定めれば、その人が配当を受けることを認めています。そのため、この医療法人は営利法人である株式会社と同率の法人税等を支払うべきものと法人税は定めています（ただし軽減税率もある）。とすれば、この医療法人の規定と同様の規定のある私立学校法人は、法の下での平等原則から（公益法人貴族説を廃止せよ）会社と同率の法人税等の納税義務を負担するよう諸法令を改正することも検討されてしかるべきであります。

以 上